

福岡市 建築確認申請手続き 電子申請システム利用における留意事項

1. 業務エリア・審査対象建築物等申請手数料の納入

(1) 業務エリア

福岡市内

(2) 審査対象建築物等

①令和7年10月1日以降で受付状態が「本運用」の場合

・3号建築物

(建築基準法第6条第1項第3号(同法18条の規定によるものを除く)が対象です。)

・昇降機

・擁壁

(建築基準法施行令第138条第1項第5号に規定する擁壁が対象です。)

・上記に係る計画変更

・その他市が認めるもの

②受付状態が「試行」の場合

一般受付は行っておりません。別途相談ください。

2. 申請手数料の納入

申請手数料は原則として別システムであるグラファァー(株式会社グラファァーの提供するサービス)で納入していただきます。本システムで申請後に交付される案件ID(参考: DS〇〇〇〇-□□□□□)と案件名を控え、下記URL先のグラファァーに入力し申請してください。

本システムで建築確認申請の事前審査の後、本市からグラファァーで申請手数料を通知いたします。

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure/4777897325251219156>

※グラファァーにおける決済方法はクレジットカードのみとなります。

※クレジットカード決済は、申請手数料の納入に関する領収書を発行できませんので、ご注意ください。

※領収書の発行をご希望される場合やその他理由がある場合は、従来どおり窓口での決済も可能ですので、ご連絡ください。

※申請手数料は、窓口での書面による申請と同額です。

※申請手数料を通知できるのは、開庁日及び開庁時間に限ります。

3. 申請データの作成

- (1) 当面、添付する図面の印刷設定サイズはA 3 以下としてください。
- (2) 原則、図面は 1 ファイル 1 枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。

(換気計算や関係規定の写し、一連の資料等は 1 ファイル複数枚とすることも可能です。)

- (3) 建築計画概要書は、「第一面・第二面」と「第三面」でファイルを 2 つに分けてください。
- (4) 申請に必要な関係規定及びその他の規定等の手続きは当該手続きの結果が確認できる箇所を複写した電子データを申請データに含めてください。
- (5) その他、申請に関する注意事項等については福岡市確認申請の手引きをご参照ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kenchikushido/life/tebiki.html>